



夜勤・交代制勤務ガイドラインの普及等実態調査 ガイドラインに沿った勤務体制見直し進む 三交代「勤務間隔」、二交代「拘束時間」も改善

公益社団法人日本看護協会（会長・坂本すが、会員 69 万人）は、2014 年度「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの普及等に関する実態調査」を実施しました。

本調査の実施は昨年度に続き 2 回目となります。目的は、本会が 2013 年 3 月に公表した「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」を受けて、看護職の勤務体制改善の取り組みがどのように進んでいるかを把握し、看護現場への今後の支援方策を検討に資するデータを得ることです。

調査結果からは、ガイドラインで示した「勤務編成の基準」（11 項目）の実施状況には、病院の勤務体制（三交代制／二交代制）による特徴があることや、医療現場においてガイドラインに沿った勤務体制見直しの取り組みが進んでいることなどが明らかになりました。

報道関係者の皆さまには、本調査の趣旨にご理解をいただき、さまざまな機会にご紹介をいただけますよう、よろしく願いいたします。

《 ポイント 》

■ 「勤務編成の基準」の実施・検討状況

三交代制勤務では「勤務の拘束時間」「夜勤の連続回数」など、
二交代制勤務では「勤務間隔」などを 8 割以上が実施 …P 3

■ 「勤務編成の基準」への取り組みの進捗状況

実施割合の低い基準でも、実施や検討の割合は前回から増加 …P 6

■ 夜勤の実態および夜勤に関する職場のルール

月の平均夜勤回数は三交代 7.8 回、二交代は 4.5 回 …P 7

■ 労働安全衛生対策

腰痛予防に取り組む病院は 4 割、メンタルヘルス対策は 6 割超 …P11

■ 調査概要

- 1) 調査期間 2014年11月28日～12月26日
- 2) 調査方法 自記式調査、郵送配布・回収
- 3) 調査対象 全国の8,563病院、回収数3,213件（有効回収率37.5%）

■ 回答施設の属性

- 1) 都道府県 「北海道」6.9%、「東京都」5.6%、「大阪府」4.8%、「神奈川県」4.3%、「福岡県」4.3%、「広島県」3.7%、「兵庫県」3.4%、「愛知県」3.2%、「埼玉県」3.1%など
- 2) 設置主体 「医療法人・個人」53.8%、「都道府県・市町村・地方独立行政法人・公立大学法人」18.1%、「公的医療機関」6.6%、「国」4.9%、「公益社団法人・公益財団法人」3.2%、「学校法人」2.3%、「社会保険関係団体」2.1%など
- 3) 病床規模 「99床以下」24.3%、「100～199床」30.8%、「200～299床（許可病床）」14.4%、「300～399床」10.6%、「400～499床」5.9%、「500床以上」8.8%、平均231.2床
- 4) 夜勤形態 「三交代制（変則含む）」21.7%、「二交代制（変則含む）」57.4%、「三交代制と二交代制のミックス」19.2%など

◆ 『看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン』（勤務編成の基準11項目）

基準1 勤務間隔	勤務と勤務の間は11時間以上あける。
基準2 勤務の拘束時間	勤務の拘束時間は13時間以内とする。
基準3 夜勤回数	夜勤回数は三交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする。
基準4 夜勤の連続回数	夜勤の連続回数は2連続（2回）までとする。
基準5 連続勤務日数	連続勤務日数は5日以内とする。
基準6 休憩時間	休憩時間は夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。
基準7 夜勤時の仮眠	夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。
基準8 夜勤後の休息（休日を含む）	夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する。1回の夜勤後についてもおおむね24時間以上を確保することが望ましい。
基準9 週末の連続休日	少なくとも1カ月に1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。
基準10 交代の方向	交代の方向は正循環の交代周期とする。
基準11 早出の始業時刻	夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける。

※ 調査では、基準3は三交代制勤務の月8回以内のみ、基準6は夜勤の途中で1時間以上の休憩時間のみを質問した。他方、基準8は、2回連続夜勤後の48時間以上の休息、1回の夜勤後の24時間以上の休息に分けて質問した。したがって、ガイドラインに関する質問は合計12問となる。

■ 調査結果

1. ガイドラインの「勤務編成の基準」の実施・検討状況

- ◆実施割合が高い項目は、三交代制勤務の病院で「勤務の拘束時間は13時間以内とする」「夜勤の連続回数は2連続（2回）までとする」など。二交代制勤務の病院では「勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」「1回の夜勤後にはおおむね24時間以上の休息を確保する」など
- ◆三交代制勤務の病院で「勤務間隔」「交代の方向」「2連続夜勤後の休息」「夜勤時の仮眠」、二交代制勤務の病院で「勤務の拘束時間」に関する基準の実施割合が低い

勤務編成の基準の各項目の実施割合（※）には、病院の勤務体制によって特徴がみられた。

※ 「ガイドライン公表以前から実施している」「公表後、全病棟で実施している」「公表後、一部病棟で実施している」と回答した病院の割合の合計

【三交代制勤務の病院】

実施割合が80%以上と高い項目は、「勤務の拘束時間は13時間以内とする」「夜勤の連続回数は2連続（2回）までとする」「夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける」であった。

一方、これらと比べて実施割合が低い項目は、「勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」「交代の方向は正循環の交代周期とする」「2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上の休息を確保する」「夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する」となっていた【図1】。

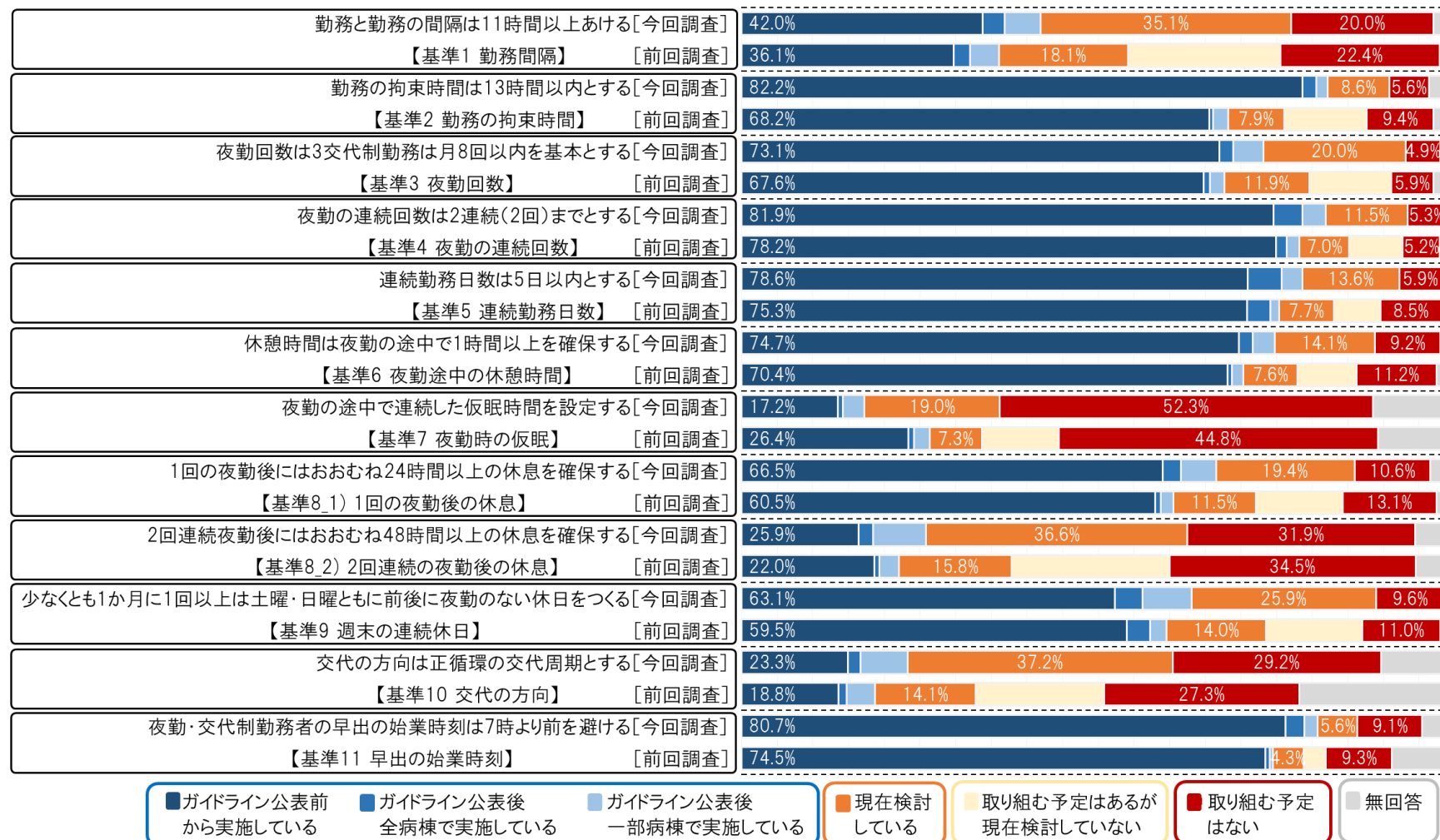
【二交代制勤務の病院】

実施割合が90%以上と高い項目は、「勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」「1回の夜勤後にはおおむね24時間以上の休息を確保する」「休憩時間は夜勤の途中で1時間以上を確保する」だったほか、その他ほとんどの項目についても60%を超えていた。

一方、実施割合が19.6%と低い項目は、「勤務の拘束時間は13時間以内とする」となっていた【図2】。

【図1】勤務編成基準の実施、検討状況・三交代制勤務の病院（上段：今回調査（n=696）、下段：前回調査）

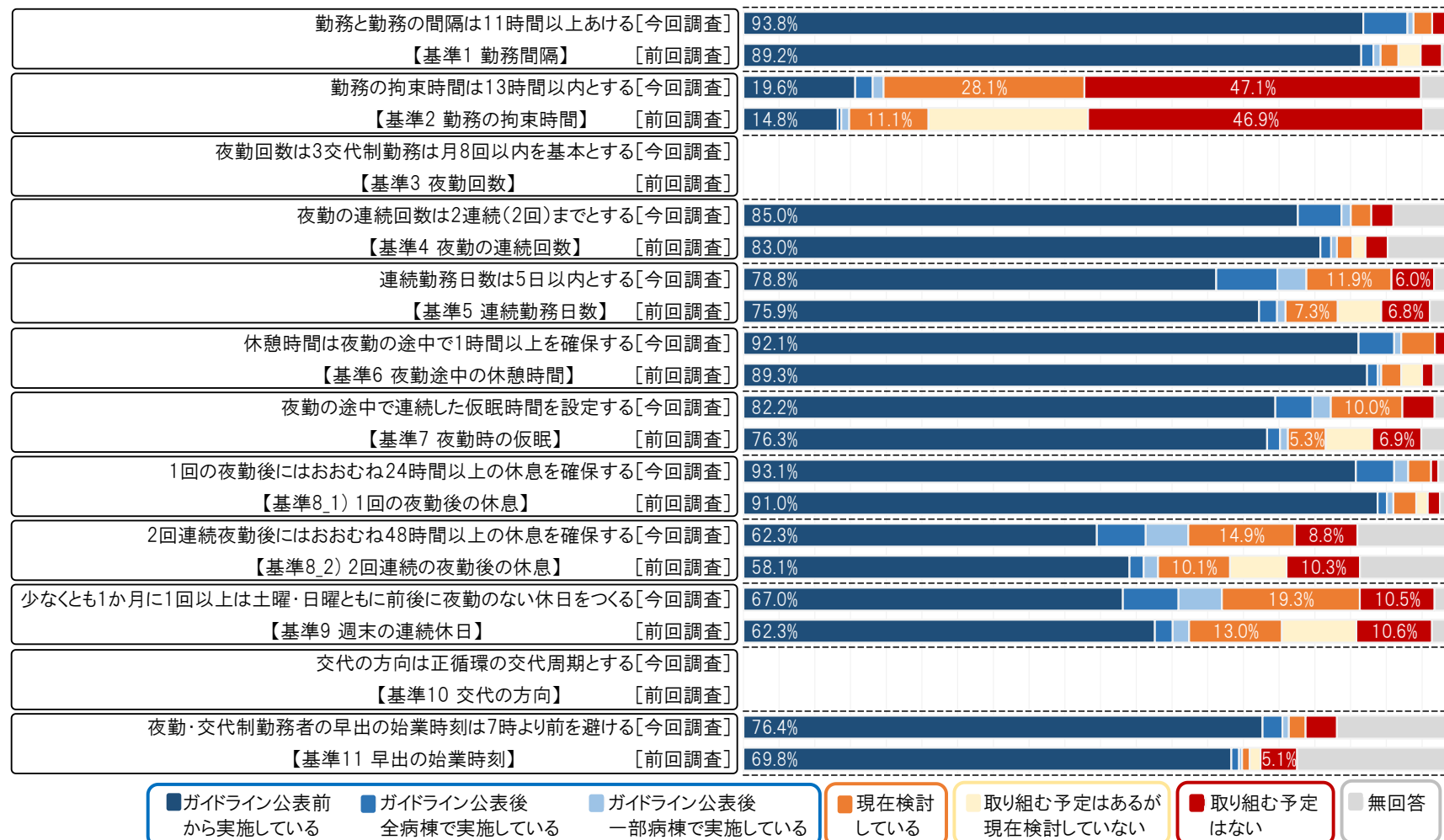
三交代制勤務の病院



注) グラフ左端の数値は実施割合：ガイドライン公表前後から実施の割合の合計

【図2】勤務編成基準の実施、検討状況・二交代制勤務の病院（上段：今回調査（n=1,845）、下段：前回調査）

二交代制勤務の病院



注) グラフ左端の数値は実施割合：ガイドライン公表前後から実施の割合の合計

2. 勤務編成基準への取り組みの進捗状況

◆ 前回調査、今回調査ともに実施割合の低かった三交代制勤務の「勤務間隔」「交代の方向」、二交代制勤務の「勤務の拘束時間」においても、前回と比べて実施割合や検討している割合が高くなっている。

前回調査と今回調査（※）を比較した結果、勤務編成基準の各項目のうち、実施割合が高い項目、低い項目の傾向は前回調査と変わっていなかった。

しかし、項目ごとにみると、総じて実施割合が高くなっており、特に前回調査、今回調査とも実施割合が低かった項目についても、実施割合、「現在検討している」割合が高くなっていった。

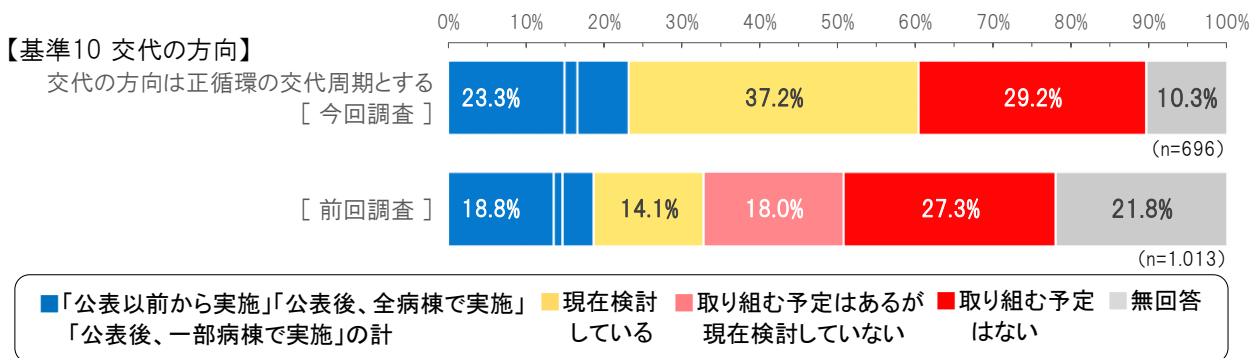
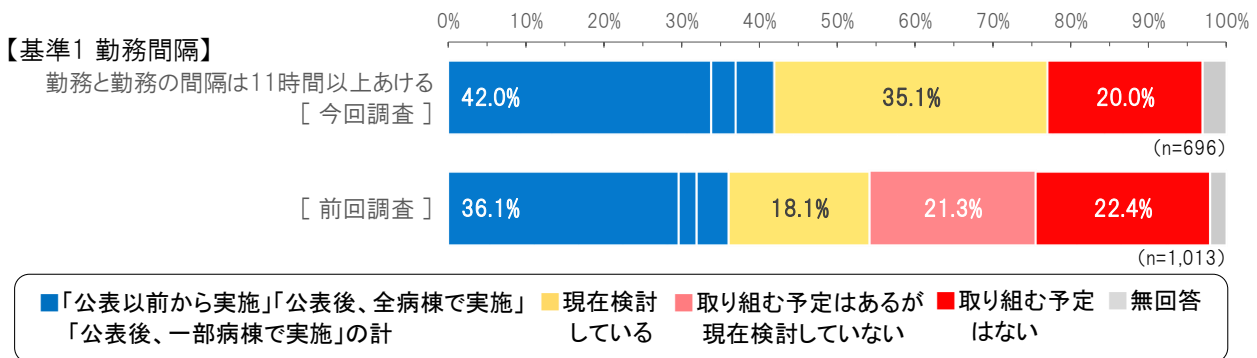
全体として、前回調査以降、今回調査までの期間で、「勤務編成基準」に沿った勤務体制見直しの取り組みが進んでいると考えられる。

※ 前回調査は2014年1月実施、今回調査は2014年11月実施

【三交代制勤務の病院】

「勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」「交代の方向は正循環の交代周期とする」については、実施割合、「現在検討している」割合がそれぞれ増加している。

「勤務間隔11時間以上」「正循環の交代周期」の取り組み状況の比較（図1より抜粋）



なお、「交代の方向は正循環の交代周期とする」について、前回調査で「無回答」は21.8%あったが、今回調査では10.3%に減少しており、当該基準についての理解が進んだものと推測される。

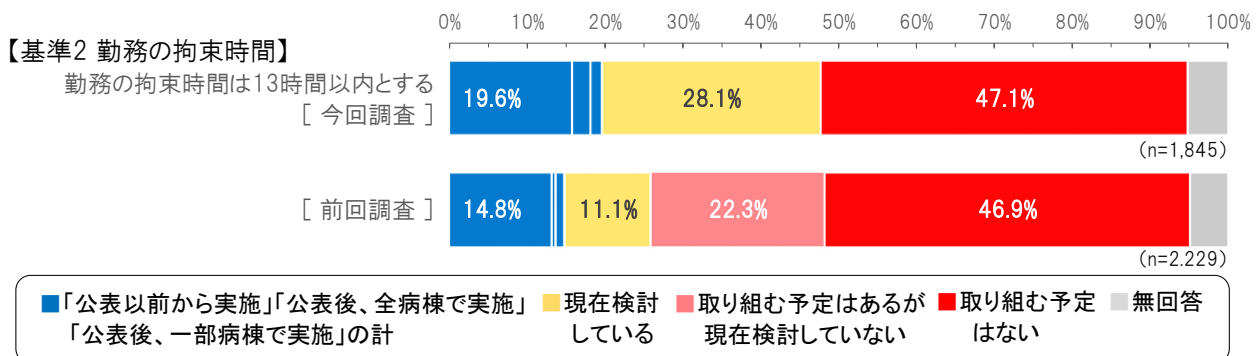
【二交代制勤務の病院】

「勤務の拘束時間は13時間以内とする」の実施割合が19.6%と、前回調査と比べて4.8ポイント増加したほか、「現在検討している」割合が17ポイントと大幅に増加した。

二交代制病院の多くが16～17時間夜勤を実施しており、「勤務の拘束時間は13時間以内とする」の実施には、夜勤時間の短縮を伴う勤務時間の変更が必要となる。

一方で「実施する予定はない」も47.1%に上り、看護体制だけでなく労務管理全般にかかわる制度変更を伴う夜勤時間短縮には容易に着手できない実情がうかがえる。

「勤務拘束時間13時間以内」の取組み状況の比較（図2より抜粋）



3. 夜勤の実態および夜勤に関する職場のルール

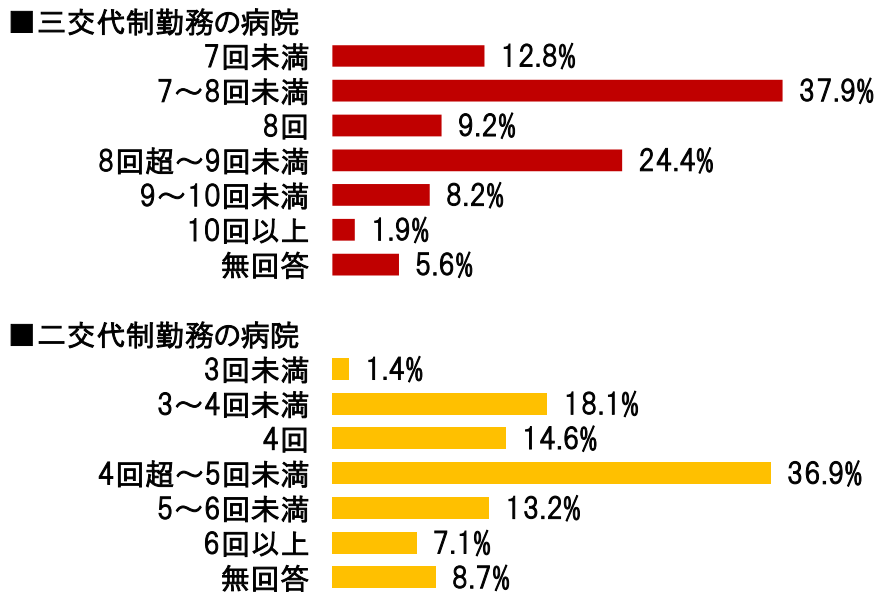
- ◆ 平均夜勤回数は、三交代制勤務の病院 7.8回、「8回」以下は59.9%
二交代制勤務の病院 4.5回、「4回」以下は34.1%
- ◆ 夜勤回数に上限を設定している病院は、三交代制勤務の病院71.0%で「8回」以下54.0%、二交代制勤務の病院52.5%で「4回」以下22.5%
- ◆ 夜勤の連続回数上限を設定している病院は、三交代制勤務の病院75.6%、二交代制勤務の病院54.7%でともに「2回」が最も多い

1) 平均夜勤回数

病院の平均夜勤回数は、三交代制勤務の病院では平均7.8回で、「8回未満」50.7%、「8回」9.2%であり、ガイドラインが示す「8回以内」の病院は59.9%、「8回」を超える病院は34.5%だった。

二交代制勤務の病院では、平均4.5回で「4回未満」19.5%、「4回」14.6%、「4回超5回未満」36.9%であり、5回を超える病院は20.3%だった【図3】。

【図3】平均夜勤回数



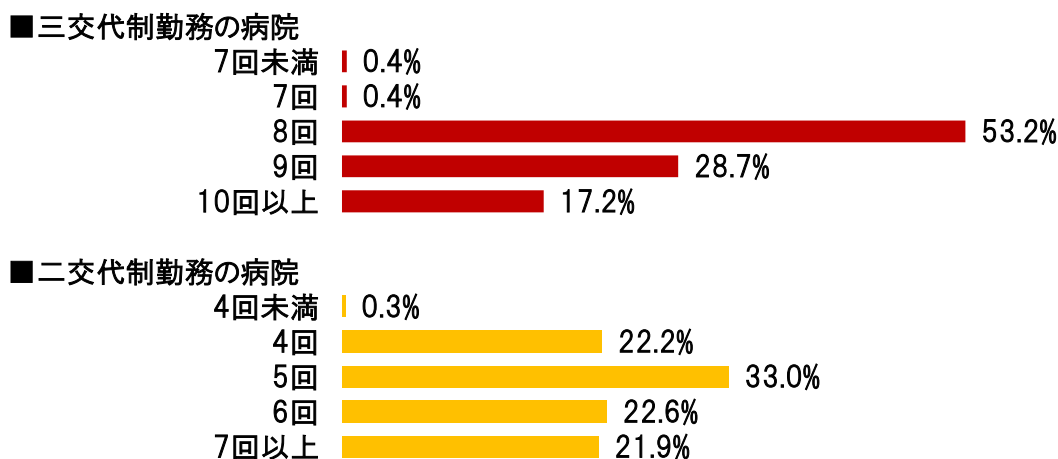
2) 夜勤回数の上限

ガイドラインの「勤務編成の基準」では、1 カ月あたりの夜勤回数の上限を「三交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする」としている。

まず、1 カ月あたり夜勤回数の上限について、職場のルールを「設定している」と回答した病院は、三交代制勤務の病院 71.0%、二交代制勤務の病院 52.5%だった。

次いで、上限としている夜勤回数をみると、三交代制病院は平均 8.7 回で、「8回未満」0.8%、「8回」53.2%などであり、二交代制病院では平均 5.7 回で、「4回未満」0.3%、「4回」22.2%などとなっていた【図4】。

【図4】夜勤回数の上限



3) 夜勤の連続回数の上限

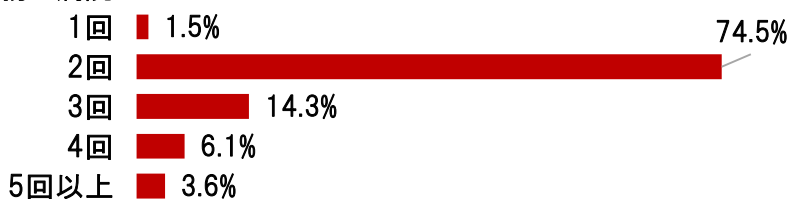
ガイドラインの「勤務編成の基準」では、「夜勤の連続回数は2連続(回)までとする」としている。

まず、夜勤連続回数の上限について、職場のルールを「設定している」と回答した病院は、三交代制勤務の病院75.6%、二交代制勤務の病院54.7%となっていた。

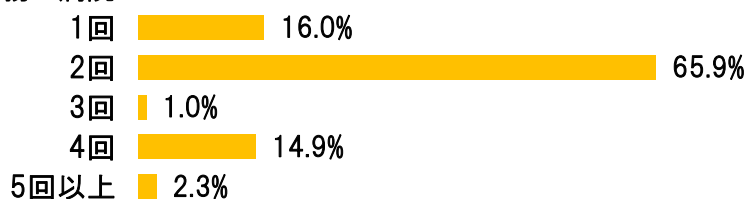
さらに、上限としている夜勤の連続回数をみると、三交代制勤務の病院で平均2.4回で、「2回」74.5%、「3回」14.3%などとなり、二交代制勤務の病院では平均2.3回で、「2回」65.9%、でとなっていた【図5】。

【図5】夜勤の連続回数の上限

三交代制勤務の病院



二交代制勤務の病院



◆ 夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定している病院で、仮眠の時間を「労働時間としている」割合は39.5%にとどまる

◆ 夜勤専従者がいる病院は38.7%であり、設置主体ごとに差がみられる

4) 夜勤中の仮眠

ガイドラインの「勤務編成の基準」の「夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する」を実施している2,149病院のうち、仮眠時間を「労働時間としている」病院は39.5%、「休憩時間としている」病院は55.3%であり、三交代制病院と比べて二交代制病院で「労働時間としている」割合が高くなっていた【表1】。

夜勤中の仮眠時間は、休憩時間(所定労働時間に含まれない)ではなく、労働時間として取り扱うことで、夜勤中にまとまった仮眠時間を設定しても、勤務の拘束時間の延長につながらないようにすることが望ましい。

また、三交代制勤務の病院を中心に、仮眠時間を設定せず休憩中に仮眠をとれるようにしている病院も多いとみられるため、仮眠時間の設定の有無を問わず、すべての病院を対

象として夜勤中の仮眠の環境を見ると、前回調査（※）と比較して夜勤中の仮眠環境の整備に大きな進展は見られなかった【表2】。

※) 前回調査では「仮眠専用の個室が必要数ある」13.3%、「仮眠専用の個室はあるが必要数はない」6.9%、「仮眠専用スペースがある」23.1%、「仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある」42.9%、「仮眠できる個室やスペース、場所はない」6.6%、無回答7.2%

表1 夜勤中の仮眠時間の取り扱い

	計		三交代制勤務の病院 (再掲)		二交代制勤務の病院 (再掲)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
労働時間としている	848	39.5%	37	30.8%	625	41.2%
休憩時間としている	1,189	55.3%	68	56.7%	817	53.9%
その他	28	1.3%	5	4.2%	15	1.0%
無回答	84	3.9%	10	8.3%	60	4.0%
計	2,149	100.0%	120	100.0%	1,517	100.0%

注) 「勤務編成の基準」の基準7「夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する」について「実施している」と回答した2,149病院について集計した。

表2 夜勤中の仮眠の環境

	計		三交代制勤務の病院 (再掲)		二交代制勤務の病院 (再掲)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
仮眠専用の個室が必要数ある	438	13.6%	34	4.9%	247	13.4%
仮眠専用の個室はあるが必要数はない	208	6.5%	26	3.7%	122	6.6%
仮眠専用スペースがある	734	22.8%	67	9.6%	508	27.5%
仮眠専用スペースはないが横になれる場所がある	1,419	44.2%	297	42.7%	866	46.9%
仮眠できる個室やスペース、場所はない	203	6.3%	141	20.3%	47	2.5%
無回答	211	6.6%	131	18.8%	55	3.0%
計	3,213	100.0%	696	100.0%	1,845	100.0%

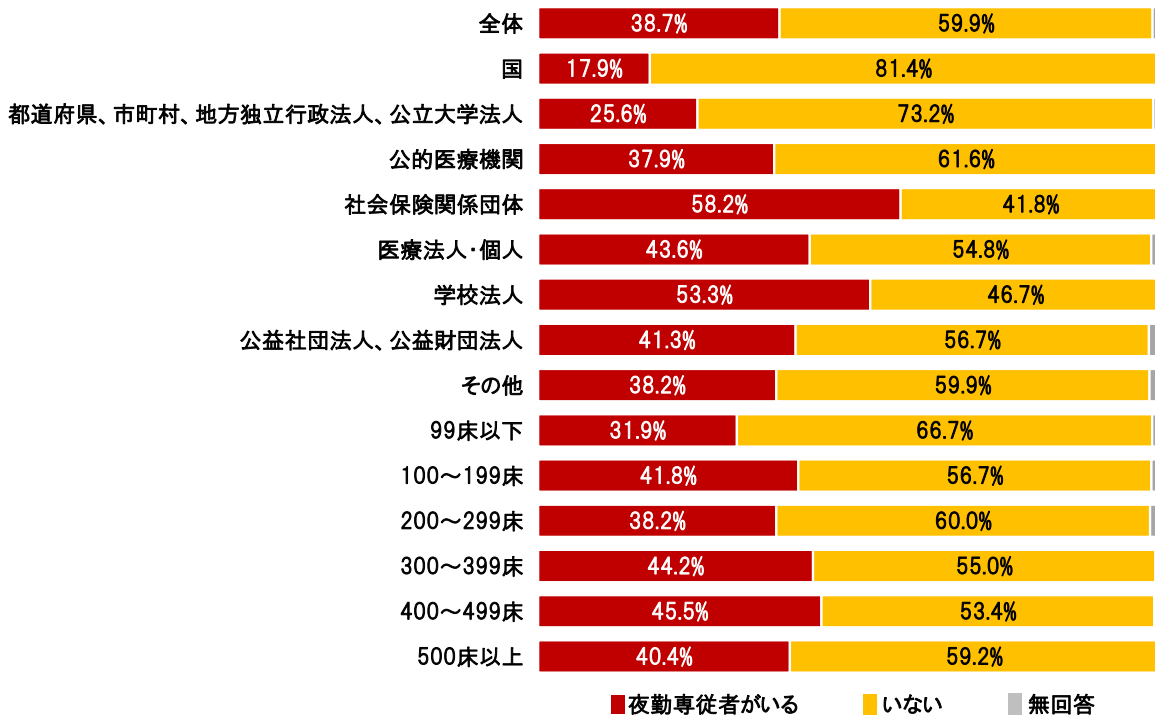
5) 夜勤専従者

夜勤専従者がいる病院の割合は38.7%であり、設置主体別では「社会保険関係団体」58.2%、「学校法人」53.3%が高い一方、「国」17.9%、「都道府県、市町村、地方独立行政法人、公立大学法人」25.6%と低い。

また、病床規模別では「99床以下」が31.9%と若干低いが、それ以外は規模による顕著な差はみられなかった【図6】。

さらに、夜勤専従者の過重な夜勤負担を防ぎ、適切な処遇をするために、院内でルール化している対策を複数回答で質問したところ、「本人の希望によって夜勤専従勤務を選択する」79.6%、「十分な健康管理体制をとる」52.3%が多く、「所定労働時間の短縮」39.4%、「通常の手当以外の特別な手当の支給」16.3%は相対的に低くなっていた。

【図6】夜勤専従者の有無



4. 労働安全衛生対策

◆ 腰痛予防へ取り組んでいる病院は 38.2%、メンタルヘルス対策へ取り組んでいる病院は 63.3%

腰痛予防へ取り組んでいる病院の割合は 38.2%であり、前回調査 (38.1%) と変化はなかった。メンタルヘルス対策へ取り組んでいる病院の割合は 63.3%にとどまる【図7】。

職員に対する健康診断 (年1回)、深夜勤務従事者の健康診断 (年2回) を「実施している」病院はそれぞれ 99.3%、96.6%と高いが、深夜勤務従事者の健康診断については、「実施していない」と回答した病院が 2.1%となっていた。

【図7】 腰痛予防 (左)、メンタルヘルス対策 (右) への取り組み

